

## 第30号議案

### 島根県核燃料税条例の一部を改正する条例

島根県核燃料税条例（平成26年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第43条の3の33第2項」を「第43条の3の34第2項」に改め、同条第2項第1号中「使用前検査及び」を「使用前事業者検査に係る同条第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた日又は」に、「の全てに合格した日」を「に合格した日のいずれか遅い日」に改め、同項第2号中「第43条の3の15第1項の規定による施設定期検査（以下「施設定期検査」を「第43条の3の16の規定による定期事業者検査（以下「定期事業者検査」に、「施設定期検査が」を「定期事業者検査が」に改め、同条第3項中「施設定期検査」を「定期事業者検査」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第4条第1項第1号の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正法附則第7条第1項の規定の適用を受ける発電用原子炉（最初の核燃料の装荷が行われていないものに限る。）に対するこの条例による改正後の島根県核燃料税条例第4条第2項第1号の規定の適用については、同号中「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の規定による使用前事業者検査に係る同条第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた日」とあるのは、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第7条第1

項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 3 条の規定による改正前の原子炉等規制法第43条の 3 の11第 1 項の規定による検査に合格した日」とする。